

2019年10月28日

JBN 会員各位

(一社) JBN・全国工務店協会
事務局長 小林 正博

【登録建築大工基幹技能者講習】の受講者募集について

《登録基幹技能者制度とは》

2008年1月に建設業法施行規則が改正され、「登録基幹技能者制度」として位置付けられ、同年4月以降に国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、登録基幹技能者として認められ、経営事項審査においても評価の対象となりました。熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、専門工事業団体の資格認定を受けた者です。現場では、いわゆる上級職長などとして、元請の計画・管理業務に参画し、補佐することが期待されています。

また、近年では公共工事の「総合評価方式」での加点対象項目及び元請企業の「優良技能者認定制度」での要件としても活用されている他、2018年4月1日より、建設業法第26条の主任技術者の要件の1つとして位置づけられ、

また、建設キャリアアップシステムにおける最高位の証であるゴールドカードが付与されます。また、建築大工の能力評価基準のレベル4になるための必要資格の一つが、登録基幹技能者になっています。

また、登録建築大工基幹技能者になるには、下記の各講習実施団体が主催する認定講習会を受講する必要があります。

【講習実施団体】(登録建築大工基幹技能者講習運営委員会)

(一社) JBN・全国工務店協会・全国建設労働組合総連合・(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会・(一社) 全国中小建築工事業団体連合会・(一社) 日本ツーバイフォー建築協会・(一社) 日本木造住宅産業協会・(一社) 日本ログハウス協会・(一社) プレハブ建築協会

【受講に必要な資格要件】

登録建築大工基幹技能者講習を受講するためには、次の要件を全て満たしている必要があります。

1. 建築大工職種において10年以上の実務経験があること
2. 実務経験のうち3年以上の職長(棟梁)経験があること
3. 職長・安全衛生責任者教育の修了を原則とし、次のいずれかの資格を有していること

- (1) 一級建築大工技能士

- (2) 枠組壁建築技能士
- (3) 一級・二級建築施工管理技士
- (4) 一級・二級・木造建築士
- (5) プレハブ建築マイスター

【講習会日程】

こちらの URL でも確認できます。

<http://www.yoi-kensetsu.com/kikan/nittei.php>

1 日目 09 : 30～16 : 50

2 日目 09 : 00～16 : 20

※講義における遅刻および途中退席は、原則認められません(受講できません)ので十分ご注意ください。

	日時	場所	担当団体
1	19年11月8～9日(金～土)	埼玉県さいたま市 「大宮ソニックシティ」(定員90人)	全建総連
2		山口県山口市 「株式会社三和」(定員100人)	全建総連
3	19年11月22～23日(金～土)	山形県山形市 「けんせつプラザ山形」(定員70人)	全建総連
4		東京都新宿区 「全建総連会館」(定員70人)	全建総連
6	20年2月7～8日(金～土)	千葉県千葉市 「千葉市文化センター」(定員100人)	全建総連
7		愛知県名古屋市 「全愛知建設労働組合」(定員100人)	全建総連
8		東京都新宿区 「全建総連会館」(定員70人)	全建総連
9		長野県長野市 長野アークスセンター第3会議室 (定員40人)	JBN
10		熊本県熊本市 「熊本市流通情報会館502研修室」 (定員60人)	JBN
11	東京都港区 「木住協会議室」(定員100人)	木住協	

【お申し込み】

受付期間：各会場開催日の2週間前まで。(定員次第締切)

必要書類：「受講申込書」に必要事項を記入し、以下の必要書類とともに JBN 事務局に提出。

① 住民票 (抄本 本申請日から2か月以内のもの)

② 実務経験証明書

※事業主または上位下請による証明。

※自身が事業主や一人親方の場合は誓約欄に記名・捺印のうえ、職長教育修了証または事業主以外の元請の建設業者等による証明書の写し

③ 受講要件として規定する、保有資格の合格証の写し

④ 受講手数料の収納を証明する、銀行振振込又は郵便振替の受領証の写し

振込先

三井住友銀行 日本橋東支店 普通 7621327

シャ) ジェービーエヌ ゼンコクコウムテンキョウカイ

⑤ 申請者本人の証明写真3枚 (無帽 縦4cm×横3cm 申請日から3ヵ月以内のもの) ※1枚は受講申込書に貼付する。

※必要事項全ての記載と押印をお願いします。

※書類一式を折らずに封入できるA4版以上の封筒をご使用下さい。

※配達記録やメール便等、追跡可能な方法でお送り下さい。

※申込受付後、受講票・受験票・テキスト等をご本人様へ送付します。

申込先：〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

(一社) JBN・全国工務店協会 坂口宛

登録建築大工基幹技能者講習申込書在中と記載してください。

【受講料】

44,000円 (税込)

※会場までの交通費、宿泊費、ご飲食等については、ご自身のご負担となります。

【合格通知及び修了証の送付】

合格者発表は講習修了証の発行を含み、試験より2ヵ月以内に通知いたします。

※修了証の有効期限は5年です。

※5年ごとに更新する必要があります。

【登録基幹技能者データベースへの登録】

本講習修了者各位のデータ (氏名・生年月日・地域・会社名・修了証番号・修了年月日) は、(一財)建設業振興基金のホームページ内に設けられた登録基幹技能者データベースに登録されますので予めご了承下さい。

【助成金制度のご案内】

本講習会の受講に際し、ご利用できる助成金制度がございます。

※詳細や申請方法は各制度の要領等を必ずご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

①人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース

雇用保険適用事業所で労働者数 20 人以下の中小事業主が、労働者に登録基幹技能者講習を受けさせた場合、経費助成として受講料の 3/4、賃金助成として日額 7600 円が助成されます。(労働者数 21 人以上の場合も助成あり)

②人材確保等支援助成金・雇用管理制度助成コース（建設分野）

雇用保険適用事業所が、就業規則や労働協約の変更により登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を年間 2%以上かつ 10 万円以上引き上げ、実際に適用した場合に年間 6 万 6500 円が最大 3 年間助成されます。

問合せ及び申込書類送付先

問合せ先：(一社) J B N・全国工務店協会 事務局 担当：坂口
T E L 03-5540-6678 FAX03-5540-6679

申込先：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-4-10 京橋北見ビル東館 6 階
(一社) J B N・全国工務店協会 坂口
登録建築大工基幹技能者講習申込書在中と記載してください。

表

実務経験証明書

下記の建築大工工事業に係る受講申請者の実務経験の内容は、下記の通りであることを証明します。

証明者
 所属企業名 _____ 会社印
 代表者氏名 _____ 役職印

年 月 日

受講申請者の氏名		証明者との関係	
受講申請者の生年月日	年 月 日	建築大工の実務経験年数	年 ヶ月

受講資格に係る実務経験の内容

職長欄	実務経験の内容	作業内容	実務経験年数
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			実務経験年数合計 年 ヶ月
			うち職長経験 年 ヶ月

※裏面に記入例、並びに記入上の注意を記載しています。

誓約欄

この証明事項が事実と相違無いことを誓約いたします。

氏名 _____ 印 _____

裏

◆記入上の注意

1. 実務経験の証明者は事業主とします。ただし、事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者（当該経験に係る上位の下請）の証明書とします。
2. 申請者が事業主や一人親方の場合、誓約欄に署名・捺印してください。その上で、職長教育修了証、又は事業主以外の元請の建設業者等による証明書（任意書式）の写しを添付してください。
3. 証明者との関係は「社長と従業員」の様に記入してください。
4. 職長として従事した期間は職長欄に「職長」と記入してください。
但し、住宅建設を中心とした現場及び中大規模の建物を建設する現場における職長（立場）の取り扱い、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 住宅建設を中心とした現場における職長（職長を棟梁と読み替える。）とは、以下の能力を持った技能者とします。
 - ・建築大工工事に関する一連の作業が正確に手戻りなくできる熟練技能を持つ技能者。
 - ・現場監督が気付かない現場の問題点を指摘するなど工法や技術等について現場監督と協議し、作業手順を組立て、見習い・中堅技能者を統率し、的確な指示・調整等を行うことのできる技能者。
 - ・必要な資材の検討や工期管理ができ、他の職方と段取りの調整ができる技能者。
 - (2) 中大規模の建物を建設する現場における職長とは、総合建設業の基で下請となる他の専門工事業と同様に、現場毎に職長としての能力・役割を持ち、工務店等により建設キャリアアップシステムに入力された技能者とします。
5. 実務経験・作業内容は所属会社・職位ごとの内容を記入してください。

◆記入例

職 長 欄	実務経験の内容	作 業 内 容	実務経験年数
	住宅建築工事	木工事作業	2000年 4月 ～ 2007年 3月 (7年 0ヶ月)
	住宅建築工事	木工事作業	2007年 4月 ～ 2012年 3月 (5年 0ヶ月)
職長	住宅建築工事	木工事作業	2012年 4月 ～ 2018年 3月 (6年 0ヶ月)
			～ 年 月 (年 ヶ月)
			実務経験年数合計 18年 0ヶ月
			うち職長経験 6年 0ヶ月

申請者が事業主や一人親方の場合は、実務経験証明書に職長教育修了証、又は事業主以外の元請の建設業者等による本証明書の写しを添付してください。

受講申請者の氏名	
勤務先	
証明者との関係	

別添の、登録建築大工基幹技能者講習の受講申込に係る様式第1号「実務経験証明書」について、記載の通りであることを証明します。

年 月 日

証明者

所属企業名

会社印

代表者氏名

役職印